

補助事業番号 22-1-031

補助事業名 平成22年度犯罪等被害に関する相談及び相談員の育成・研修補助事業

補助事業者名 公益社団法人 被害者支援都民センター

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

ア. 心のケアに関する電話相談等

犯罪被害者やその遺族（以下「被害者」という。）に対し、苦痛を乗り越え自力回復し1日も早く社会復帰ができるよう、東京都公安委員会認定の犯罪被害相談員による電話相談および面接相談、精神科医及び臨床心理士によるカウンセリングによる心のケアを行い、もって社会福祉の増進に寄与する。

イ. 相談員養成研修

平成22年4月1日から翌23年3月31日までの間、多発する各種犯罪の被害者に対し、適切に対応できるための高い知識を犯罪被害相談員等にもたせるため、精神科医、弁護士及び大学教授等を講師に招いて研修会を年間16回実施した。

(2) 実施

ア. 心のケアに関する電話相談等

- 電話相談対応時間 月・木・金 午前9時30分～午後5時30分
火・水 午前9時30分～午後7時00分
(土、日、祝、年末年始を除く)
- ホームページによる相談受付 <http://www.shien.or.jp>
- 平成22年度中、被害者からの電話相談を3,758件受理し、その中から必要性の認められた被害者に対して、面接相談を739件実施し、被害者の被害からの軽減、回復を図った。

イ. 相談員養成研修

実施場所 公益社団法人 被害者支援都民センター

実施月日 5/12・5/25・6/29・7/21・7/27・
8/27・8/31・10/13・10/26・1/12・
1/18・1/28・2/15・2/28・3/2・3/3・
の16回実施。

講師 弁護士2名・精神科医・大学教授・臨床心理士

内容 様々な事案を抱えた被害者に対し適切に対応していくための

より高い知識の高揚とスキルアップを図った。

2 予想される事業実施効果

被害者支援に関する各種の法整備等がなされ、各機関や各施設等社会全体での計画的、戦略的な被害者支援態勢が整備されてきている。

さらに、「犯罪被害者等の権利利益の保護に関する刑事訴訟法の一部改正」に基づく被害者参加制度や裁判員制度の施行、これらとともに犯罪の増加による、各種支援活動は益々その重要性を増している。

特に、東京都公安委員会指定、犯罪被害者等早期援助団体及び東京都総合相談窓口であるところから、相談料、面接相談料等全てが無料であり、東京都公安委員会の認定を受けた犯罪被害相談員及び臨床心理士等が直接対応に当たるところから、取扱いの増加が一段と見込まれる。



3 本事業により作成した印刷物 無し

4 事業内容についての問い合わせ

団体名 公益社団法人被害者支援都民センター

住所 〒169-0052

東京都新宿区戸山3-18-1

代表者名 理事長 渥美 東洋 (アツミ トウヨウ)

担当部署 総務課

担当者名 総務課長 福尾 五雄 (フクオ イツオ)

電話 03-5287-3338

FAX 03-5287-3339

E-mail vsct@shien.or.jp

URL <http://www.shien.or.jp>